

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る新規規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング

2. 日時：令和3年4月27日（火）17時00分～18時20分

3. 場所：

原子力規制庁10階南会議室

※ 本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野安全規制調査官、島村主任安全審査官、上野管理官補佐、

伊藤安全審査官、井上技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所バックエンド技術部 技術主席 他6名

5. 議事要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、資料に基づき、原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）の分割申請の見直し並びに今後申請予定の分割申請（その6）の申請概要について説明があった。

○原子力規制庁より、以下の点を伝えた。

- (1) 許認可全体の申請計画について、案件ごとの申請予定時期、認可希望時期、使用前事業者検査時期を時系列で整理して示すこと。
- (2) 工事について以下の2種類に分け、検査の方法について整理すること。
 - ①新規の施設・設備
 - ②既存の施設・設備で新規性基準への適合を説明するもの
- (3) 設工認申請（その4）について、第2廃棄物処理棟のアスファルト固化装置の取扱いについては、廃棄物の処理フローへの影響、アスファルト固化装置が残存することによる他の設備への影響も含め検討すること。
- (4) 今後の設工認（その6）の申請にあたっては、施設の安全機能や溢水防護対象設備に対する本申請設備の位置付けが明確になるよう設置変更許可（平成30年10月17日付け原規規発第1810173号）との整合性を整理するとともに、技術基準適合性に係る説明も充実すること。

○原子力機構から、了解した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料 工事を伴う設工認申請（その4及びその6）の分割申請及び申請概要について